

福島市協働のまちづくり推進指針

～ あたたかいネットワークのあるまちを目指して ～



平成14年(2002年)12月26日

福島市

はじめに

今日、少子・高齢社会の進行や国際化、地方分権の一層の進行など、社会経済情勢が大きく変化するとともに、人々の価値観も「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ変化してきており、これまで以上に、地域や自治体独自のまちづくりが求められています。さらに、厳しい財政状況下にあつて市民のニーズの高度化、多様化に対して、行政がすべてのニーズに対応していくことは困難な状況になっています。

本市では、これらの変化や課題に対応するため、平成12年6月に策定しました福島市総合計画「ふくしまヒューマンプラン21」基本構想の中で、まちづくりの基本的な考え方として、「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちで創り、守り、そして育んでいくという当事者意識を市民も行政もしっかりと持ち、ともに考え、行動していく“協働”を前提としたまちづくり」に取り組んでいくことを掲げています。

この協働のまちづくりを具体化し、さらに推進するためのルールとなる「福島市市民協働型まちづくり推進指針（仮称）」を策定するため、平成14年4月に、「福島市市民協働型まちづくり推進指針策定委員会」を設置し、庁内における検討を進めるとともに、同年6月には市民側の組織として市民と行政の協働を検討し提言をいただくため、「ふくしま市民協働型まちづくり懇談会」を設置し、策定作業を進めてきました。

懇談会の委員として福島大学経済学部教授山川充夫先生をはじめ3名の学識経験者、青少年・女性・高齢者福祉・子育て支援・文化・スポーツなどの関係団体や企業などの代表10名と一般より公募した委員10名を委嘱し、7回に及ぶ熱い論議と福島市の現状を知るための3回の自主勉強会を実施しました。また、市民と行政の交流の役割を担う公募の市職員15名を加えて、ワークショップを開催し、さらに論議を深め、平成14年11月24日、懇談会提言書「いっしょにやっぺないっ！！やっつおいっ！！」が提出されました。

本推進指針は、この提言をもとに、これまでのまちづくりの進め方を大きく転換する「協働のまちづくり」について、理念、心構え、推進策の枠組みなど、基本的な考え方をまとめたものであり、今後は、この指針を、より具体的な「協働のまちづくり」に向けての第1段階として位置づけ、市民と行政の双方がそれぞれ独自に、また、連携し共に歩みながら、順次具体的な施策を実施し、継続と発展を目指していきます。

第1章 「協働のまちづくり」の必要性

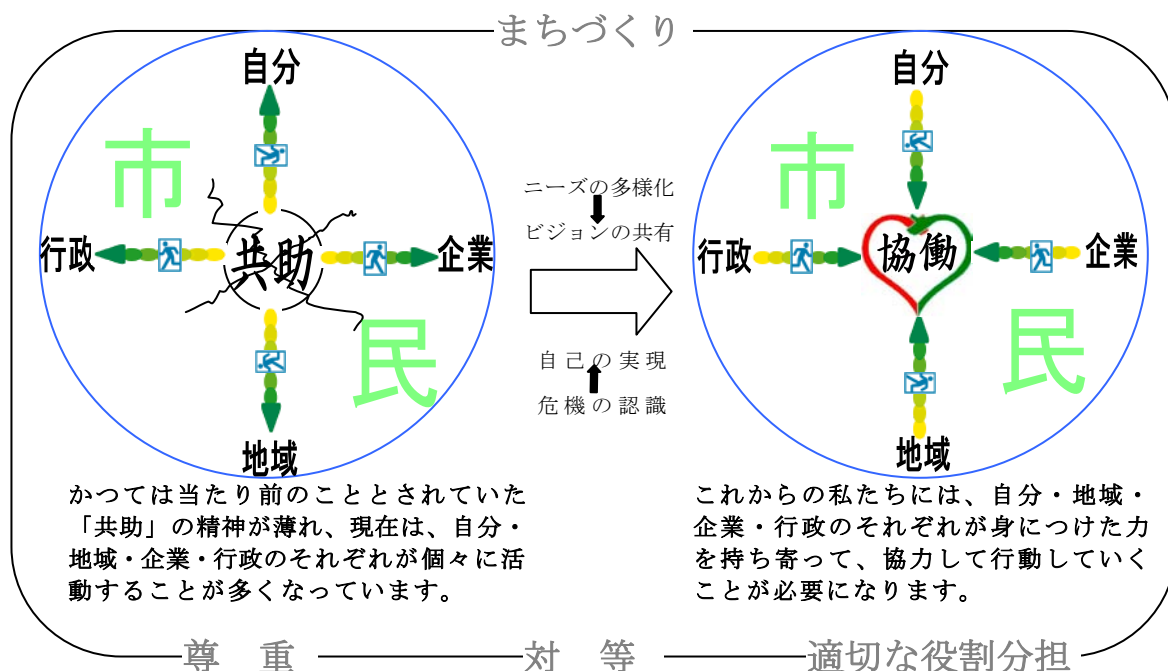
1. 「協働」とは

「協働」という言葉は、1977年、アメリカ合衆国インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムが、「地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくこと」の意味を一語で表現するために造語した“coproduction”（co「共に」、production「つくる」）が語源であると言われています。

また、かつて、私たちの地域社会には、人々が力を貸し合い、足りないところを補い合う「共助」の精神がありました。しかし、競争原理が優先され、勝者が生き残る経済社会の中で、この「助け合い」の精神は失われようとしています。今、私たちのまわりには、一人では解決することのできない多くの課題があります。もう一度失われようとしている「助け合い」の精神を思い返し、市民（自分・地域・企業）、行政のそれぞれ優れたところを尊重し合い、協力して行動していくことが求められています。また、まちづくりにおいては、その成果についても共有するとともに、それを共に評価し、より高い段階を目指していく必要があると考えます。

こうしたことから、本市における「協働」の意味を「いろいろな立場の※市民と行政とが対等なパートナーとして、お互いを尊重し合い、適切な役割分担のもとに、成果と責任を共有し合いながら、協力して行動していくこと」と定義します。

～「協働」のイメージ図～



※市民・・・個人としての市民ばかりでなく、個人や地域が主体的に組織的な活動を行う団体、企業などの法人、また場合によっては、国・県の機関や公社・公団を含む。この場合の個人は国籍の如何を問わない。また、文章中で企業の役割として特に必要な場合、市民と並列して「企業」を使用する。

2. 「協働のまちづくり」の必要性

(1) 社会経済構造の変化に対応した新たな行政システムが必要

今、わが国は21世紀という新しい世紀を迎え、市民の価値観の多様化、複雑化、少子・高齢社会の進行、社会の成熟化とあいまって様々な社会経済構造が大きく変化する時代にあつて、地方分権社会に対応していくためには、これまでの行政運営のあり方を見直し、新たな行政システムを構築するとともに、市政に市民の意思が十分に反映できる仕組みが必要となっています。

(2) 市民満足度の高いまちづくりのため、市民と行政が一緒に考え決定していくことが重要

地方分権の進展により地方自治体の権限が拡大し、自主的なまちづくりが可能となる一方で、個性豊かな地域づくりのためには、どのようなまちづくりをしていくのか、自ら選択し、自ら責任を持つことが求められています。基礎的な社会資本がある程度整備されつつある今、市民の意向を尊重し、市民満足度の高いまちづくりを進めるためには、市民からの要望に応じていく受け身の行政から、市民と行政が一緒に考え決定し、共に汗を流し行動する積極的な行政に転換していくことが重要となっています。

(3) 市民ニーズの多様化への対応は、行政だけでは限界

「ものの豊かさ」から「こころの豊かさや個の尊重」へと市民の価値観が変化し、市民ニーズが多様化する中で、行政だけでこれらのすべてに対応することは現行の制度のもとでは、事務量的にも財政的にも限界がきています。

(4) 「まちづくりに参加したい、愛されるまちを創りたい、自分らしく生きたい」という市民意識の高揚

ボランティア、NPOなどの市民活動に見られるように、市民自らがまちづくりの主体として、様々な知恵や力を身につけることにより、問題を解決することに喜びや満足感を実感したり、一人を大切にすることがまち全体を大切にすることにつながっていくというような、「まちづくりに参加したい、愛されるまちを創りたい、自分らしく生きたい」という市民意識の高揚が見られるようになってきています。

以上のことから、これからのまちづくりには、市民と行政が役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に協力しながら取り組み、成果と責任を共有し合う「協働のまちづくり」が必要となっています。

第2章 「協働のまちづくり」に対する福島市の現状

福島市における「協働のまちづくり」の現状について、「ふくしま市民協働型まちづくり懇談会」や「福島市市民協働型まちづくり推進指針策定委員会」から、次のような意見が出されました。

<市民の意識は>

- まちづくりは行政の仕事と考えており、自分たちの地域は自分たちでつくり、その責任も自分たちで負うという意識が希薄になってきており、依然としてコストを考えない要望意識が強いのではないか。
- 人に対する関心や思いやりがなくなってきており、地域のつながりが薄れ、子育てや高齢者、障がい者などに対する地域の関わりが低下し、支え合いの気持ちが弱くなってきているのではないか。
- 自分のまちについて、愛着や誇りを持てる程十分に理解していないのではないか。
- 子孫にどのような社会を継承させたいのか、将来を見据えたまちづくり活動に積極的に参加していないのではないか。
- 提供されている情報が、内容的に不十分であったり、幅広い多様なメディアを活用するなどの工夫が足りないことから、情報不足により、行政に対し不信感や不満を抱いているのではないか。
- 仲間同士の間だけで協力し合うというような身内意識が強いのではないか。
- 市民の声がどのような過程を経て、どのように市政に反映されているのか知らされていないため、伝わっていないと思い、あきらめ感があるのではないか。
- 自分のまちや他の人のために、何か活動したいと感じているが、どこで、どのように活動したらよいのか自分自身でもわからないのではないか。

<行政の意識は>

- 行政のやることは間違いないとの考えから、事業の計画決定や執行過程における説明責任が必ずしも果たされておらず、透明性を欠いているなど、情報提供が十分なされていない。
- これまで行政運営を縦割り組織で行ってきたため、横断的な連携がとれていない。
- 情報を必要としている人に、必要な情報を的確に届ける手段が不足している。
- 広範囲で多様な生活地域があるにもかかわらず、地域課題解決の視点と、市民が真に求めているのは何かと考える視点が弱い。
- 市民参加のシステムはあるが、決定までに時間がかかるために、どうしても行政主導にならざるを得ない。
- 予算の執行に対して、コスト意識が薄く、前例踏襲主義的な従来通りの考え方が見られる。
- 発言する市民や市民活動組織などを活用するノウハウが十分でなく、逆に警戒しがちである。

○市民活動組織などのネットワークの整備が十分でない。

以上から、現状の問題点は以下の5点に集約されると考えます。

①福島（郷土）の良さを知らない

自分たちが住んでいる福島の歴史を知らなかったり、市内各地にある名所旧跡、自然、観光スポットや、地元の名産などを把握していないのでは、福島の良さを十分に伝えられません。

②市民相互、市民と行政との間の理解と連携の不足

地域活動への参加意識が低下したり、隣人とのつきあいが薄れてきている現状では、市民がお互いのことを理解し合うのは難しくなっています。

行政がよかれと考えて実行したことが、住民や利用者の立場からはよいと思われぬこともあります。

③市民の声を聴いて活かす場の不足

市民からの意見・要望・苦情の処理について、結果の公表が制度的に確立されていないため、どのような意見・要望・苦情があるのか、どのような処理が行われているのかわからなくて、適切に対処されたと感じられず、また、同様の内容がくり返し寄せられます。

④市民と行政双方が、お互いについて学習不足、情報不足、認識不足、意欲不足

協働のパートナーである市民の活動に対する支援のあり方、各課の役割が市役所内部で十分議論、研究されているとはいえません。

市民は、市政だよりや回覧板、ホームページなどから、市役所のどこで何をやっているのかという情報を収集する努力が十分ではありません。

施設や道路をつくるためには、これだけの費用がかかる、ということなどが市民にはよく理解されていません。

⑤行政の意思決定に市民の意思がどのように反映されているか不透明

市民の意見が、施策や事業の実施にどのように反映されているか不透明であったり、政策の立案や事業運営、評価のプロセスへの市民の参加が十分に取り入れられているとはいえません。

第3章 福島市の目指す「協働のまちづくり」

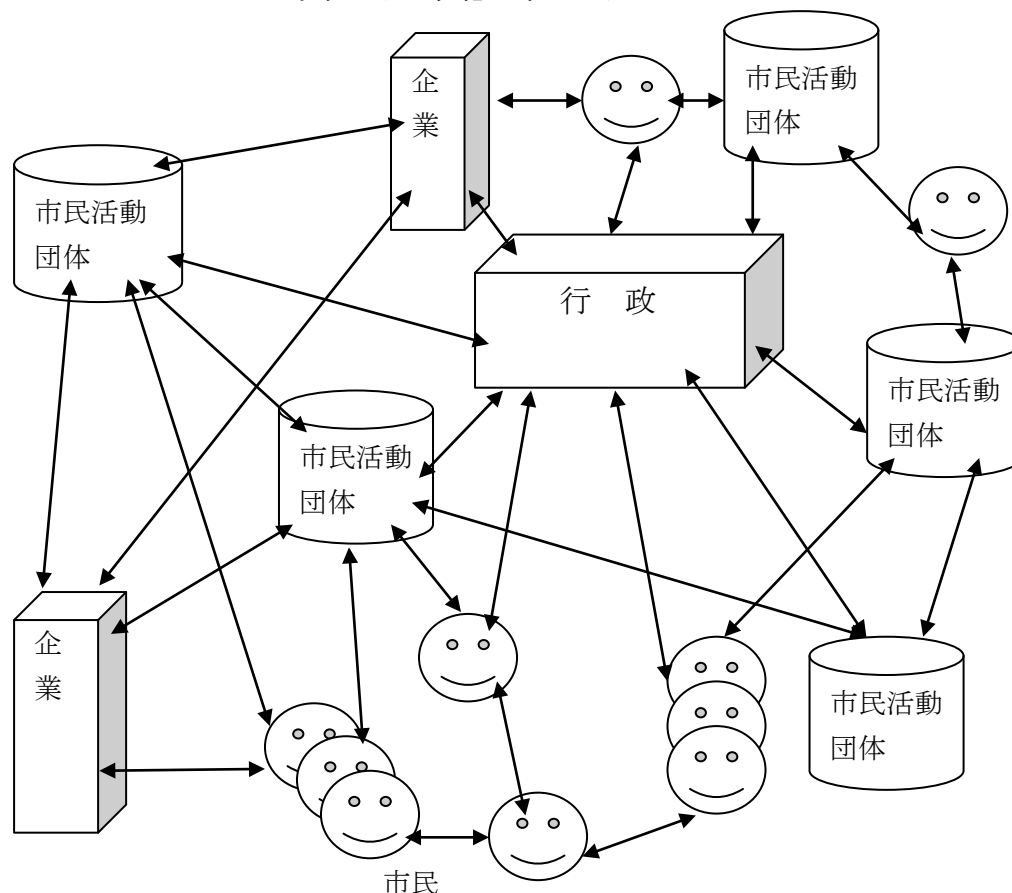
前章の福島市の現状において、様々な理解や情報・連携が不足しているということが明らかになりました。

また、地方分権により、独自の政策をどう形成するか、地域政策をどう考えていくかということが大きな課題となっています。

協働という視点からは、各地区住民や各分野の専門家と協力して、それぞれの問題点をよく知り、それぞれに合ったまちづくりに一步一步取り組むことが必要です。一つひとつは小さくても、**福島市のあちこちで繰り広げられる小さなまちづくりがネットワーク化され集積していけば、福島市独自の大きなまちづくりとなっていく**と考えます。

そして、一人ひとりの想いを尊重する、**あたたかい※ネットワーク（連携と交流）のあるまちづくり**を推進していくことが、福島市の目指す「協働のまちづくり」であると考えます。

～ネットワーク化のイメージ～



市民相互、市民と市民活動団体、市民と行政、市民活動団体相互、市民活動団体と行政、市民活動団体と企業、企業相互、企業と行政という様々な結びつきが有機的にネットワーク化されたイメージ ～縦割り型ネットワークから、柔軟なプロジェクト型ネットワークを目指します。～

企業相互の結びつきは、観光と農業というような異業種間ネットワークを考えています。

※ネットワーク・・・ここでは、様々な個人や組織が相互に網の目のように結びつき、その結びつきにより、情報が流れ、課題ごとの柔軟な協力体制が生まれていくようなつながりを考えています。

このまちづくりをすすめることで、市民にとって住みやすい、魅力あふれる、以下の7つの良さがあるまちになってくると考えます。

- ①情報がわかりやすい形で、まちのすみずみまで素早く広がる信頼のあるまち
- ②いざという時の素早い適切な支え合いから生まれる安心がある、ずっと住み続けたいまち
- ③多くの出会いとバリアフリーな心がある、人の「わ」の広がるまち
- ④一人ひとりの想いを大切にする、声を聴き合うまち
- ⑤いろいろな立場の市民が共に歩み、対等な関係で、市民としての自覚を持ち、成果と責任が共有できるまち
- ⑥市民が参加したいと思う、参加してよかったと感じる※市民活動の盛んな元気なまち
- ⑦豊かな自然と人情に育まれる「福島らしさ」のあるまち

そして、このような市民にとって住みやすいまちは、外から訪れる人々にとっても、何度でも訪れたい魅力のあるまちであると考えます。

※市民活動・・・町会や各種ボランティア、NPO（特定非営利法人）などの活動。各種市民活動団体と、企業や行政との協働の取り組みも含む。

第4章 「協働のまちづくり」への意識改革

第2章の5つの問題点を解決し、第3章の本市の目指す一人ひとりの想いを尊重する、あたたかいネットワーク(連携と交流)のあるまちづくりへ向けて行動していくためには、市民と行政双方に意識改革が必要です。

そのためには、福島の歴史や、誇りとなるよい点、改善すべき問題点を知って、「協働のまちづくり」の視点から、以下の6点について考えていくことが大切です。

- ①「福島のまち」や「協働のまちづくり」を知り、市民としての自覚を持つことが必要です。
- ②市民、企業や行政は、互いを否定せずに肩書きを外し、お互いに関心を持って声を聴き合い、共感し合うことが必要です。
- ③市民、企業や行政は、一人ひとりの声を尊重する、発言しやすい雰囲気組織、新しい発想を育てる元気な組織をつくり、元気なまちづくりへつなげることが重要です。
- ④自分のできることを探し、また、一人ではできなくとも、市民と行政が協力すると、何がどんな風に行えるのかを考えて、そのことを発信していくことが必要です。
- ⑤行政は市民満足度を高めるために、常にコスト意識を持ち、まちづくりのプロとして、市民から信頼される判断力と行動力を示すことが重要です。
- ⑥行政は、地域の様々な立場の人が対等に、自由な雰囲気でき意見交換ができる機会を提供し、※コーディネーター的役割を担い、プロ意識を持って、「協働のまちづくり」に取り組むことが重要です。

※コーディネーター・・・公平な立場で、人と人との間や、組織間の、相談・連絡・調整にあたる人のこと

【具体策】

- 行政は、「福島のまち」や「協働のまちづくり」をテーマにしたセミナーや※ワークショップを各地区で開催し、市民に学習機会を提供します。
- 市民や企業は各地区のセミナーを聴講するほか、企画準備や実行、発表協力などで主体的に参画することが必要です。
- 市民や行政は、積極的に協働の取り組みを行い、協働の事例を広めていきます。
- 小中学校では、「総合的な学習の時間」などで「福島のまち」や「協働のまちづくり」について取り上げ、市民、市民活動団体、企業や行政も協力することで、福祉などの※生活支援型ボランティアや、交通・環境などの問題に触れる機会を拡大し、子どもの時から市民としての意識（社会とつながる自覚と責任）と、郷土愛を育てます。
- 行政職員は、まちづくりのプロとして、市民の目線に立ち、市民から信頼される職員を目指し、研修や自主学習に取り組みます。
- 企業や行政の職員は、市民としての立場で、市民活動に積極的に参加することが必要です。
- 行政職員は、コーディネーターとして、地域の様々な課題解決に向け、市民と同じテーブルにつき、自由に主体的に発言できる機会を提供します。

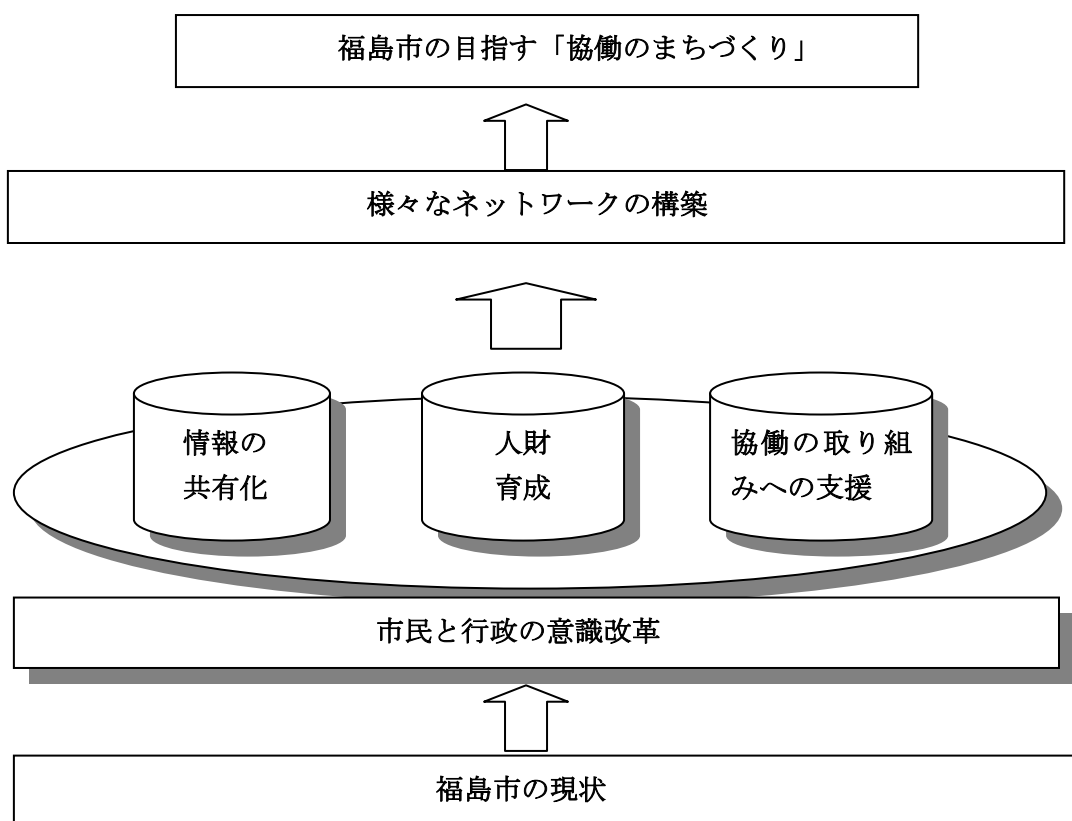
※ワークショップ・・・共同作業などを通して、一人ひとりが対等に意見を述べられる発言しやすい雰囲気を創り出す手法です。

※生活支援型ボランティア・・・学童クラブなどの子育て支援や、障がい者支援、高齢者支援、介護支援など、家族だけでは解決しきれない生活上の問題に対する支援を行うボランティア

第5章 福島市の目指す「協働のまちづくり」を推進するために

第4章の意識改革を基に、様々なネットワークを構築し、具体的に「協働のまちづくり」を推進していくためには、「情報の共有化」、「*人財育成（人づくり）」、「*協働の取り組みへの支援」が必要と考えます。

～「協働のまちづくり」を推進するネットワークづくりをささえる三本の柱～



※人財・・・人は宝であるという認識から、ここでは人材を「人財」と表記します。

※協働の取り組み・・・市民活動ばかりでなく、企業も含めたより大きな協力関係の構築を考えています。

1. 市民と行政の距離を縮める「情報の共有化」

市民と行政が対等な立場になるためには、豊富な情報を持つ行政側が市民に情報を積極的に提供し、市民側も積極的に情報発信をしていくことで、互いの距離を縮めていくことが必要不可欠です。

情報の共有化により、
情報がわかりやすい形で、まちなすみずみまで素早く広がる信頼のあるまち
一人ひとりの想いを大切にする、声を聴き合うまち
対等な関係で、市民としての自覚を持ち、成果と責任が共有できるまち
が実現します。

そのために、以下の6点に取り組みます。

- ①行政は、市民にわかりやすい広報に努め、情報を積極的に提供します。
- ②行政は、市民が身近なところで情報を入手できるようにします。
- ③行政は、事業の計画・実施・結果の各段階やその評価段階、それぞれの過程において情報を提供し、透明性を確保します。
- ④行政は、市民の声を聴いて活かす場をより充実させます。
- ⑤市民活動団体は、広く情報を発信し、市民、企業や行政に活動を知ってもらうことが重要です。
- ⑥市民・市民活動団体・企業は、行政の提供する情報を積極的に活用することが必要です。

【具体策】

聴く制度の充実

- 「*パブリックコメント制度」を取り入れます。

※パブリックコメント制度・・・行政機関が政策の立案を行う際、その案を公表し、その案に対して広く市民から意見や情報を得る機会を設け、提出された意見などを考慮して、最終的な意志決定を行い、提出された意見とそれに対する行政側の考え方を公表する制度

- 各種※審議会などの委員の公募制を積極的に活用し、幅広い人材を確保するとともに女性委員の比率を高めます。
- 各種審議会などでの意見の公表に努めます。
- 地域からの声をより幅広く聴き、それを政策として具現化させていくための「※広聴制度」のあり方などについて、協働のまちづくりとの関連性や整合性を含め、市民と行政が共同で検討します。

情報の積極的な提供

- 「※市民情報室」をより充実させ、情報公開請求窓口の他に情報提供窓口機能を強化し、事業の計画・実施・結果の各段階やその評価段階、それぞれの過程における情報を積極的に提供します。
- 市のホームページに市のイベント情報や各課の業務紹介などをわかりやすく掲載します。
- 行政は、市民が足を運びやすい、何でも相談できる親しみやすい窓口をつくります。
- 行政や企業は、市民活動の情報発信を支援することが必要です。

※審議会・・・福島市では、市政の目的ごとに約100程度の審議会や委員会などがあり、そこでの意見を市政に反映させています。

※広聴制度・・・福島市で現在行っている代表的なものとして、「市長への手紙」、「自治振興協議会」、「福島わいわい夢会議」などがあります。

「市長への手紙」：市民の意見や要望を市政に反映させることを目的に設けられた制度で、手紙と電子メールで受け付けています。

「自治振興協議会」：昭和32年度から地域広聴制度として実施されている福島市独自の仕組みです。市内27地区別に地元主体に組織され、市政に関する意見交換や、地域住民の声を具体的に聴取して施策に反映させる目的で開催されています。

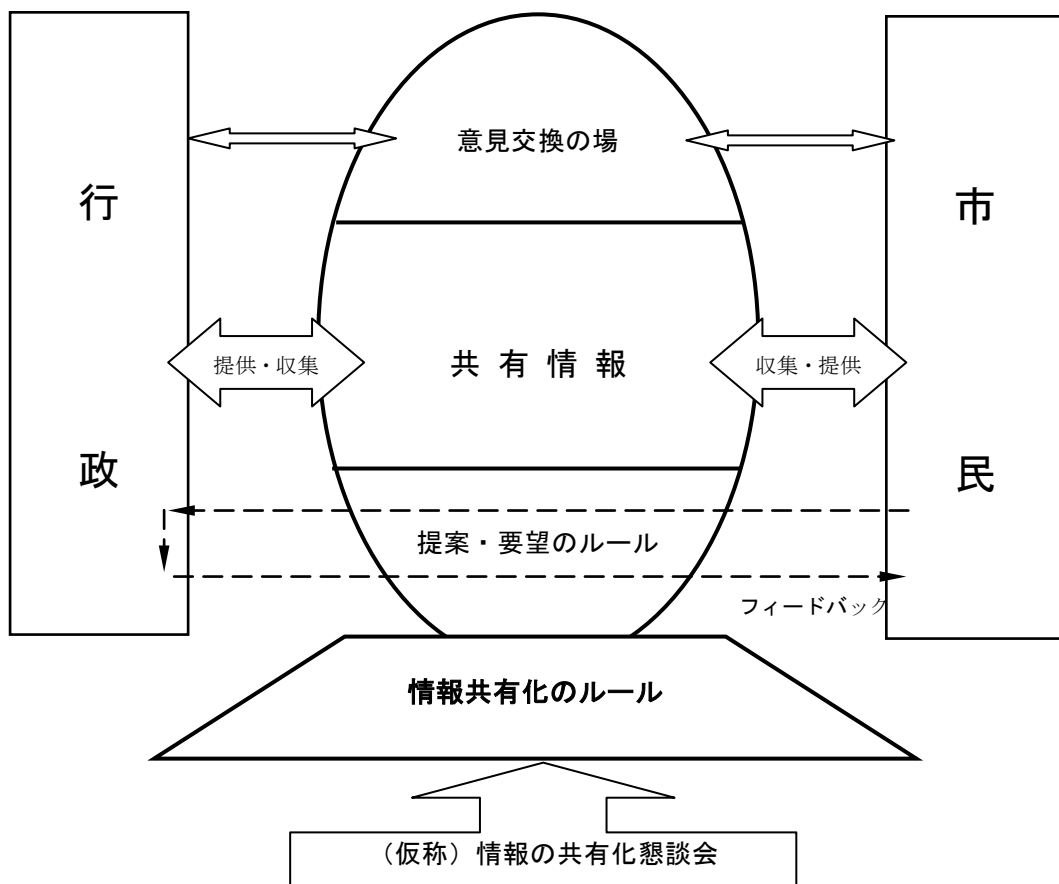
「福島わいわい夢会議」：平成14年度から実施されている制度で、市民の自由な発想や夢を市長が直接聞くことにより、市民の目線に立った市政運営に役立てるとともに、実現可能なものを施策に反映させ、地域の特性を活かした「美しい元気なまちづくり」を推進することを目的に開催されています。

※市民情報室・・・福島市が作成した各種行政資料を備え、閲覧することができる場所です。情報公開請求窓口でもあります。

〔仮称〕情報の共有化懇談会の設置

- 市民と行政が共同で、「(仮称) ※情報の共有化懇談会」を設置し、情報の共有化についての基準をつくり、その実行度について継続的に検証する仕組みをつくりま
- 「(仮称) 情報の共有化懇談会」では、事業の計画・実施・結果の各段階やその評価段階、それぞれの過程における情報提供のあり方などについて検討します。
- 「(仮称) 情報の共有化懇談会」では、市民などからの、行政に対する要望・提案について、処理の経過、結果の公表などを含めて、そのルールを検討していきます。

～※「情報の共有化」のイメージ～



※情報の共有化懇談会・・・懇談会提言書の中では、市民情報室に市民と行政の情報共有機能を付加した「情報共有プラザ」を市民と行政が共同で設置するため、「市民と行政の情報共有懇談会」を組織すると提言されています。

※「情報共有化」のイメージ・・・懇談会提言書の中では、行政に関する市民同士の情報・意見を掲示板で交換するほか、市民から行政に対する意見や要望・アイデアなどの一本化された受付窓口となる、市民意見の集約の場として「情報共有プラザ」の設置が提言されています。

2. パートナーとして互いに理解し認め合うことができる「人財育成」

「人づくりはまちの財産づくり」を合い言葉に、個人としての人材に限らず、市民活動を担う団体を含む組織も育成する視点で「人財育成」を進めていくことで、

支え合いから生まれる安心がある、ずっと住み続けたいまち

多くの出会いとバリアフリーな心がある、人の「わ」の広がるまち

一人ひとりの想いを大切にする、声を聴き合うまち

市民が参加したいと思う、市民活動の盛んな元気なまち

豊かな自然と人情に育まれる「福島らしさ」のあるまち
が実現します。

そのために、以下の4点に取り組みます。

- ①市民と協働できる行政職員を育成します。
- ②市民と行政のコーディネーター役となる人材を育成します。
- ③幅広い視野を持つ「人財育成」の機会とネットワークづくりの機会とするために、市民・市民活動団体・企業・行政の対話と交流のための継続的機会を設けます。
- ④*市民活動団体を育成します。

【具体策】

幅広い研修による「人財育成」

- 行政は、職員の研修制度の充実を図るとともに、外部研修（大学などへの入学や各種セミナーへの参加）を一層推進します。
- 行政職員は、市民の目線に立てる、市民の声を十分聴くことのできる職員を目指し、積極的に自主学習に取り組むことが必要です。
- 研修により市民と行政双方の、ボランティアコーディネーターや協働のコーディネーターなどを養成します。
- 企業や行政は、職員が地域の一員として、地域活動に参加しやすい環境をつくれます。

※市民活動団体などの育成の例としては、活動の場を市が提供した「図書ボランティア」や「子育て応援団」などがあります。

- 市民と行政職員が協働で同じ課題に取り組む、研究テーマ応募型の市民研究員制度を導入します。

地域のリーダーづくり

- 支所・公民館などは、相談や取りまとめなどの地区コーディネート機能を強化します。
- 行政は、ワークショップ方式などの新しい柔軟な方法で行うまちづくりの懇談会を、地区ごとに定期的・継続的に開催し、住民のまちづくりへの熱い想いを掘り起こすとともに、リーダーの養成に努めます。
(例えば、支所、公民館、町会などの地縁型住民組織、PTAなどの課題別組織、新しいNPO型市民活動組織、企業、教育機関などが、様々な地域の課題について共に考え、話し合える機会とし、協力して解決策を探ります。)
- 各地区・各分野の横断的な※人材活用名簿（市民も行政職員も掲載される）を作り、利活用の促進を図ります。

市民活動団体の育成

- 公民館などの教室や講座を通して、主体的に活動できる団体の組織化に努めます。
- 企業や行政は、市民活動団体の求めに応じ、その専門的な知識や技術を積極的に提供します。
- 市民、企業や行政は、市民活動について理解して、市民活動団体の提供するサービスを積極的に利用し、評価することが必要です。

※人材活用名簿・・・生涯学習分野では、平成14年度に作成した「ふるさと名人」という人材活用名簿があります。

3. みんなが参加したくなる「協働の取り組み」への支援

市民活動や、異業種間ネットワークづくりといった「協働の取り組み」を支援することで、市民自身が行う分野や、市民と行政が共同で行う分野が広がり、
支え合いから生まれる安心がある、ずっと住み続けたいまち
多くの出会いとバリアフリーな心がある、人の「わ」の広がるまち
市民が参加したいと思う、市民活動の盛んな元気なまち
豊かな自然と人情に育まれる「福島らしさ」のあるまち
が実現します。

そのために、以下の3点に取り組みます。

- ①市民と行政は、みんなが参加したくなる「協働事業」を実施します。
- ②行政は、市民活動団体間のネットワークづくりや、企業などの異業種間ネットワークづくりを支援します。
- ③行政は、市民活動などの相談窓口を一本化し、行政内部の各担当課との連絡調整をします。

【具体策】

みんなが参加したくなる協働のモデル事業

- 行政は、市民や市民活動団体とともに「協働事業」を企画・実施し、その結果を共有します。
- みんなが参加したくなる魅力ある「協働事業」のモデル事業提案制度を立ち上げ、市民などから事業を公募し、事業の選定・企画・実施・結果の評価を、それぞれの過程で公表することで協働の普及・啓発と、元気な市民活動のきっかけづくりを推進します。
- 行政は、市民発案の「協働事業」を支援します。

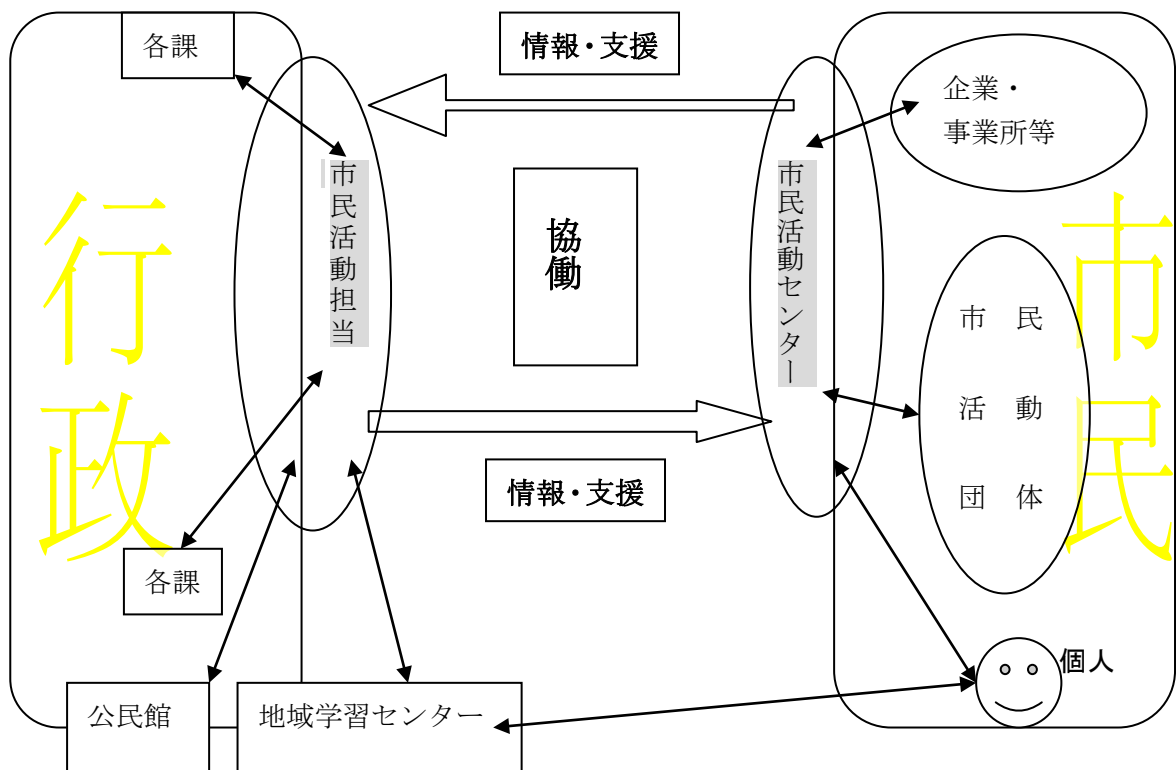
市民活動団体への支援

- 行政は、市民満足度を高めるため従来の業務を見直し、市民の意見を聴きながら、必要に応じ、市民活動団体などへ事業を委託します。
- 行政や企業は、「協働事業」を通して市民活動団体への支援に努めます。

- 市民活動団体などは、行政に対して、市民ニーズに対応した地域の課題解決に取り組む事業などの提案を行うことが必要です。

〔仮称〕市民活動センターの設置

- 「〔仮称〕市民活動センター」を設置し、福祉などの生活支援型ボランティアやまちづくり活動団体・地域スポーツクラブ・文化団体などの情報交換や情報発信の拠点として、市民活動の支援機能を高めます。
- 「〔仮称〕市民活動センター」の運営は、市民活動団体などと行政が共同で行い、様々な相談に応じたり、必要なサービスを紹介できる*ボランティアコーディネーターや、市民と行政をつなぐ協働のコーディネーターの配置が必要です。
- 公民館などを、地区ごとの市民ネットワークの拠点として位置付け、活動の場を提供するなど、「〔仮称〕市民活動センター」と連携して効率的な市民活動の支援に努めます。
- 行政は、「〔仮称〕市民活動センター」に対応する窓口を一本化し、行政内部との連絡調整にあたります。



*ボランティアコーディネーター・・・ボランティアの指導、ボランティアしたい人と市民活動団体などとの橋渡し、ボランティアのサービスを求める人と市民活動団体との橋渡し、市民活動団体間の橋渡しなどができる存在

第6章 「協働のまちづくり」の評価

「協働のまちづくり」への意識改革と、「協働のまちづくり」を推進し、継続させていくためには、常に*評価し、結果を踏まえ、さらなる取り組みをしていくことが必要です。

今まで行政は、事業の計画や予算の獲得・執行までに重きを置いて、それが市民生活の向上にどのような効果を上げたのかを評価し、見直し、その結果を公表していくことが十分になされていませんでした。

「協働のまちづくり」の評価にあたっては、計画策定をどれだけ協働で行ったか、どれだけ協働の手法を取り入れて実施できたか、市民と行政がコスト意識を持ち、成果と責任を共有できたかななどを、計画・実施・結果の各段階で各事業ごとに評価し、公表していくことが重要です。

また、「協働のまちづくり」を、誰がどのように評価するかという点では、市民と行政それぞれの自己評価を踏まえた上で、相互評価の段階、市民と行政の共同評価の段階へ進めていく必要があります。さらに将来的には、より幅広い市民の参加による評価の仕組みや、第三者評価の仕組みも重要となってきます。

そのために、以下の4点に取り組みます。

- ①「協働事業」について、市民と行政が共同で評価し、公表します。
- ②市民と行政が共同で、「協働のまちづくり」の進行を定期的に検証し、新たな方向性を考えます。
- ③子ども、高齢者、障がいのある人など、「協働のまちづくり」に積極的にかかわることがむずかしい人たちの評価を共有する仕組みをつくります。

【具体策】

- 市民と行政の共同による「(仮称) ふくしま市民協働型まちづくり推進会議」で、「協働事業」を評価するためのチェックシートを作成し、事業の協働への取り組み度を測る「通信簿」を作ります。
- ホームページや広報紙、機関誌などを活用し、「通信簿」を公表します。
- 個々の「協働事業」や「協働のまちづくり」に対する市民の満足度がどの程度高まっているのかを把握するため、アンケート調査などを実施します。

*評価・・・平成14年度策定予定の「福島市新行政改革大綱」において、福島市の事務・事業に対する全般的な評価制度についての検討が行われています。

第7章 今後に向けた取り組み

本市における「協働のまちづくり」への取り組みは、ようやく第一歩を踏み出したばかりです。この取り組みを推進していくためには、本市の現状を踏まえ、市民と行政が共に考え協力しながら、長期的な視野で、取り組んでいく対象や範囲を少しずつ広げ、着実にステップアップしていくことが必要です。そのためには、今後に向けた取り組みとして以下のことが必要です。

1. 協働の普及・啓発

「協働のまちづくり」を市民に対して普及・啓発していくことはもちろん、行政内部へも周知・徹底していくことが必要です。

そのため、推進指針の市政だより・福島市ホームページへの掲載、主要な公共施設への備え置き、地区説明会の開催などにより市民への周知を図っていきます。

また、「協働事業」のモデル事業提案制度を立ち上げ、具体的な施策・事業の展開を通して、本指針の普及・啓発を図るとともに、市民と行政の意識改革を一層進めていきます。

2. 継続的な「対話の場」づくり

「協働のまちづくり」は、推進指針の策定だけで達成されるものではなく、市民と行政が対等な立場で話し合いを継続していくとともに、その中で話し合われたことが相互に具体化できるような「対話の場」をつくっていくことが重要です。

そのため、市民と行政による「(仮称) ふくしま市民協働型まちづくり推進会議」を設置し、継続的な話し合いの場をつくり、「協働のまちづくり」の取り組み状況を評価し、より高いレベルを目指していきます。

3. 推進指針の見直し

今後、各地区や各分野で協働による小さなまちづくり活動の実践を地道に積み重ねることにより、本市独自の大きなまちづくりにつなげていくことが重要です。

そのため、「(仮称) ふくしま市民協働型まちづくり推進会議」の場において、「協働」のあり方を継続して検討し、「協働関係」の正確な把握と、協働事業の問題点・課題の整理など評価を繰り返しながら、必要に応じて推進指針の見直しを行い、本市の理想とする「協働のまちづくり」を目指していきます。